

高齢者ふれあい元気サロン事業 補助金制度をご利用ください

家に閉じこもりがちな高齢者を対象に集いの場を提供し、介護予防を目的とした趣味活動や健康体操・音楽療法等の活動を行い、友達作りや生きがい作りを支援している市民ボランティア団体（または個人）に、補助金を交付します。

補助金の申請には事前協議が必要です。

事前協議の期限 9月30日(月)

※詳しくは、「申請の手引き（平成26年度版）」（介護福祉課または各総合支所福祉課で配布）をご覧ください。

お問い合わせください。

申請先・問合せ 介護福祉課
高齢者福祉係（内線3264）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線150／栗橋・内線235／鷺宮・内線173）

産学共同研究費補助金制度を ご利用ください

市内中小企業を対象に、大学や公設研究機関などと共同で実施する研究や実証実験にかかる費用の一部を助成します。

市内中小企業が、大学などが持つ高度な技術を、課題としている事業の効率化や新事業の創出に生かすために市が支援を行うものです。

利用を希望する企業の方は、

お気軽にお問い合わせください。

補助対象 次の①②ともに該当する方 ①市内に本社または工場等があり、一年以上継続して経営していること ②市税を滞納していないこと

補助率 原則、補助対象経費の2分の1
問合せ 企画政策課企画政策係（内線2282）



高齢者の人権

平成25年4月1日現在の久喜市の高齢化率は23・30%で、前年と比べて約1・4%増えています。65歳以上の高齢者人口で見ると、前年に比べて約2000人増えています。今後、ますます独り暮らしや高齢者のみの世帯が増えることが予想されます。

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を尊厳を持って過ごすことは、介護の必要の有無にかかわらず、誰もが望むことです。

しかし、現実には、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となつています。高齢者の中には、助けてほしい、やめてほしいという自己主張や意思表示ができない方もいます。

高齢者虐待は、身体的な暴力だけではなく、心理的虐待（怒鳴る・無視する）、介護放棄（介護の放棄・放任）、経済的虐待（年金などを勝手に使う）なども含まれます。

また、故意に虐待をしていなくても、ささいなこと、自覚が無いまま、このような状況に陥っている場合もあります。

高齢者が認知症等により、自分の要望をうまく伝えられ

なくなり、事態の深刻化を防ぐこともできるのです。

人権問題は、市ばかりでなく、高齢者を取り巻く、家族、地域の人々、介護事業者などの第三者が日ごろから連携し、何でも話せる環境を作り、孤立させないことが大切です。

地域で協力し合い、温かく見守ることで、高齢者に限らず、そこで暮らす誰もが安心して穏やかに過ごせるようなまちをつくっていきましょう。

問合せ 介護福祉課地域包括支援係（内線3271）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線157／栗橋・内線234／鷺宮・内線170）